

○厚生労働省告示第二百三十二号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第五号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成十八年厚生労働省告示第三百十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第四号イ中「要支援状態」の下に「（以下「要介護状態等」という。）」を加え、「第百十五条の四十五第六項」を「第百十五条の四十五第一項第一号」に改め、「介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業」の下に「及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号及び第二号並びに第二項各号に掲げる事業」を加え、同号に次のように加える。

ハ 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十二の八各号に掲げる事業を行う事業（ロに掲げる事業を除く。）

二 介護を受ける老人の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

ホ 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある介護を受ける老人に対する総合的な支援を行う事業